

## 税理士法人ゆいアドバイザーズ アドバイザー 税理士 石田 昌朗

## 本事例における留意点

資本金の額を減少し、その減少した額をその他資本剰余金として、繰越欠損金の補てんをした場合であったとしても、法人税法上の資本金等の額及び利益積立金額に変動はないことから、申告調整が必要となる。

# 事例

当社は複数の店舗を有する飲食業を営む資本金 5 億円の法人です。新型コロナやロシアのウクライナ侵攻などが原因で、売上が減少し、また、経費も増加したことから多額の赤字が発生しました。そのようなことから、資本金の額を 1 億円に減少させて、その他資本剰余金に 4 億円を振り替え、その他資本剰余金で繰越欠損金を処理することとなりました。

この場合、どのように税務処理をすることになるのでしょうか。

#### 【減資直前の当社の資産及び負債】

資産	2,500,000,000円	負債	3,500,000,000円
		資本金	500,000,000円
		繰越利益剰余金	△1,500,000,000円

### 【当社の会計処理】

資本金400,000,000円/ その他資本剰余金400,000,000円その他資本剰余金400,000,000円/ 繰越利益剰余金400,000,000円

#### 【減資直後の当社の資産及び負債】

資産	2,500,000,000円	負債	3,500,000,000円
		資本金	100,000,000円
		繰越利益剰余金	△1,100,000,000円